

教育委員会会議 定例会

令和2年7月22日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 16 号 指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 17 号 令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項目追加について
- 第 18 号 令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項の項目追加について

2 報 告 事 項

- (4) 令和2年3月公立高等学校卒業者の就職決定状況

3 その他報告

- (7) 山梨県社会教育委員の公募について
- (8) 山梨県図書館協議会委員の公募について

議案第16号

指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示されたことに鑑み、審査委員会の名称を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁義務教育課

<p>題 名</p>	<p>指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣 旨</p>	<p>附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示されたことに鑑み、審査委員会の名称を変更する必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年4月、専門的知識等の不足や児童等の心を理解する能力又は意欲に欠ける等の理由で学習指導、生徒指導等を適切に行うことができない教員に対する人事管理について全国的な教育水準を確保する観点から教育公務員特例法(以下「法」という。)の一部が改正され、指導改善研修が法定化された。 ○ 指導改善研修の対象となる教員の認定にあたっては、その手続き等を教育委員会規則で定めるところにより、専門的知識を有する者及び保護者であるものの意見を聴くこととされており(法第25条第5項)、本県でも規則を定め、審査委員会を設置し、認定を行ってきた。 ○ 一方、県の要綱により設置された職員以外の者を構成員とする会議体について、地方自治法上条例で定める附属機関に該当し違法であると判示される傾向にあり、県内においても同様の内容の判決が下されている。 ○ このため、県民に信頼される行政運営に取り組み、県に訴訟が提起されるリスクを最小化するため、令和2年3月、行政経営管理課から附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示され、会議体としての意志決定を行うことなく意見聴取の場として開催する会議については、附属機関との誤解を受けないよう審査会等の名称を用いないこととされた。 ○ 本審査会は、専門家等から意見を聴取するものであるから、附属機関との誤解を受けないよう、会議の名称を変更する必要がある。 <p>2 規則の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の名称を「指導力に関する意見聴取会議」に改める。 ○ その他所要の改正を行う。
<p>施行期日</p>	<p>公布の日から施行する。</p>
<p>留意点</p>	<p>なし</p>
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>

山梨県教育委員会規則第	号	指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。	令和二年七月	日	山梨県教育委員会	教育長	指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則	指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則（平成二十年山梨県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。	第一条及び第二条第二項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。	第六条第二項中「審査委員会」を「意見聴取会議」に改める。	第九条の見出し中「審査委員会」を「意見聴取会議」に改め、同条第一項中「第二十五	五	条の二」を「第二十五条」に、「審査委員会」を「意見聴取会議（以
-------------	---	--	--------	---	----------	-----	----------------------------------	---	------------------------------------	------------------------------	---	---	---------------------------------

指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則新旧対照表

新

旧

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条 第五項及び第六項の規定に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>法第二十五条 第一項に規定する指導改善研修</u>(以下「指導改善研修」という。)によつて児童等に対する指導の改善が見込まれるものをいう。</p> <p>一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者</p> <p>二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者</p> <p>三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修</u>(以下「指導改善研修」という。)によつて児童等に対する指導の改善が見込まれるものをいう。</p> <p>一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者</p> <p>二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者</p> <p>三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者</p>

四 前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に欠け、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者

第三条、第五条 略

(指導が不適切な教員の認定)

第六条 略

2 県教育委員会は、前項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、当該認定に係る教員及び第九条に規定する意見聴取会議の意見を聴かなければならない。

3 略

第七条、第八条 略

(意見聴取会議)

第九条 県教育委員会は、法第二十五条 第五項の規定による意見を聴くため、指導力に関する意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)を置く。

2 意見聴取会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 一 指導が不適切な教員の認定に関する事項
- 二 指導が不適切な原因が精神疾患によるものと疑われる教員に対する専門医による受診の必要性に関する事項

四 前三号に掲げる者のほか、教員としての資質に欠け、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者

第三条、第五条 略

(指導が不適切な教員の認定)

第六条 略

2 県教育委員会は、前項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、当該認定に係る教員及び第九条に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 略

第七条、第八条 略

(審査委員会)

第九条 県教育委員会は、法第二十五条の二第五項の規定による意見を聴くため、審査委員会を置く。

三 指導改善研修終了時における指導の改善の程度の認定に関する事項

四 その他県教育委員会教育長が必要と認める事項

3 意見聴取会議の委員(以下「委員」という。)は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)のうちから、県教育委員会教育長が依頼する。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 意見聴取会議の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

2 委員

は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)のうちから、県教育委員会教育長が委嘱する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 審査委員会 の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

議案第 17 号

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項目追加について

提案理由

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の実施に当たり基本事項を定めているが、新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、新たに必要な項目を追加する事項等を公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項目追加について

経緯

○ 令和2年5月13日定例教育委員会にて、令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項を決定。
今回、新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、必要な項目を追加する。

内容

1 令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項に必要な項目を追加し、別紙のとおり、実施したい。

2 令和3年度の基本事項への主な追加項目等について

(1) 一般募集の追検査

・対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。

・検査方法

一般募集に準ずる。

・検査期日

令和3年1月31日(日)から2月20日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

・入学許可予定者の発表

令和3年2月26日(金)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和3年2月26日(金)より前に発表を行うことがある。

(2) 再募集の日程変更(一般募集の追検査の実施に伴うもの)

①

・出願期間 令和3年2月8日(月)から2月12日(金)

(祝日を除く)午前9時から午後4時まで

・検査期日 令和3年2月20日(土)

・入学許可予定者の発表 令和3年2月26日(金)



②

・出願期間 令和3年3月1日(月)から3月4日(木)

午前9時から午後4時まで

・検査期日 令和3年3月6日(土)

・入学許可予定者の発表 令和3年3月11日(木)

容

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科 入学者選抜の基本事項について

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

第1. 募集定員

募集定員は20名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集	20名程度	機械系コース	15名程度
		電子系コース	5名程度
一般募集	若干名 (ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が20名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。)		

第2 推薦募集

1. 出願資格

(1) 推薦A

次のすべてを満たす者とする。

- ア 本専攻科が指定する山梨県内の高等学校を令和3年3月に卒業見込みの者
- イ 高等学校学習指導要領の教科工業に関する科目のうち、「別表1」に示す科目を25単位以上修得見込みの者
- ウ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- エ 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となって活躍できる生徒として高等学校長が推薦する者
- オ 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

(2) 推薦B

次のすべてを満たす者とする。

- ア 山梨県立甲府工業高等学校を令和3年3月に卒業見込みの者
- イ 高等学校学習指導要領の教科工業に関する科目のうち、「別表1」に示す科目を25単位以上修得見込みの者
- ウ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- エ 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となって活躍できる生徒として甲府工業高等学校長が認める者
- オ 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

2 出願期間

令和2年9月28日(月)から10月5日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時まで及び10月6日(火)の午前9時から正午まで

3 検査

(1) 検査方法

検査方法は次のとおりとする。

ア 面接

イ 実技検査

次の(7)から(9)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表2」に示す技能検定等取得者は免除とする。

(7) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(8) 電気系実技検査（電気工事）

(9) 電子系実技検査（電子回路の組立）

(2) 検査期日

令和2年10月16日（金）

4 選抜方法

調査書の記録、志願理由書、面接、実技検査の成績を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和2年10月22日（木）

第3 一般募集

1 出願資格

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

ア 高等学校学習指導要領の教科工業に関する科目のうち、「別表1」に示す科目を25単位以上修得または修得見込みの者

イ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(2) 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

ア (1)のアと同等であると甲府工業高等学校長が認めた者

イ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

2 出願期間

令和3年1月12日（火）から1月19日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで及び1月20日（水）の午前9時から正午まで

3 検査

(1) 検査方法

検査方法は次のとおりとする。

ア 面接

イ 実技検査

次の(7)から(9)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表2」に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

(7) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(8) 電気系実技検査（電気工事）

(9) 電子系実技検査（電子回路の組立）

ウ 筆記検査

・数学

「数学Ⅰ」

・教科工業に関する科目

「機械設計」「機械工作」「電気基礎」「電子情報技術」「ハードウェア技術」「情報技術基礎」

(2) 検査期日

令和3年1月30日(土)

4 選抜方法

調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和3年2月5日(金)

6 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。

(2) 検査方法

選抜方法については、3の「(1) 検査方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和3年1月31日(日)から2月20日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和3年2月26日(金)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和3年2月26日(金)より前に発表を行うことがある。

第4 再募集

1 実施及び募集人員

推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

再募集の募集人員は、募集定員から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

2 出願資格

一般募集に準ずる

3 出願期間

令和3年3月1日(月)から3月4日(木)の午前9時から午後4時まで

4 検査

(1) 検査方法

一般募集に準ずる。

(2) 検査期日

令和3年3月6日(土)

5 選抜方法

一般募集に準ずる。

6 入学許可予定者の発表

令和3年3月11日(木)

第5 実施要項

詳細については、別に定める「令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

【別表1】25単位以上修得(見込み)が必要な科目

工業技術基礎	自動車工学
課題研究	自動車整備
実習	電気基礎
製図	電気機器
工業数理基礎	電力技術
情報技術基礎	電子技術
材料技術基礎	電子回路
生産システム技術	電子計測制御
工業技術英語	通信技術
工業管理技術	電子情報技術
環境工学基礎	プログラミング技術
機械工作	ハードウェア技術
機械設計	ソフトウェア技術
原動機	コンピュータシステム技術
電子機械	
電子機械応用	

【別表2】実技検査免除となる技能検定等

金属熱処理3級
機械加工3級
仕上げ(機械組立仕上げ作業)3級
機械検査3級
機械保全3級
電子機器組立て3級
電気機器組立て3級
プリント配線板製造3級
貴金属装身具製作3級
第二種電気工事士

議案第 18 号

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項の項目追加について

提案理由

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の実施に当たり基本事項を定めているが、新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、新たに必要な項目を追加する事項を公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名 令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の
基本事項の項目追加について

経緯

○ 令和2年5月13日定例教育委員会にて、令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項を決定。
今回、新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、必要な項目を追加する。

内

容

- 1 令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項に必要な項目を追加し、別紙のとおり、実施したい。
- 2 令和3年度の基本事項への主な追加項目について
 - (1) 一次募集の追検査
 - ・対象者
新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。
 - ・検査期日
令和2年9月27日(日)から10月17日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。
 - (2) 二次募集の追検査
 - ・対象者
新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。
 - ・検査期日
令和2年11月29日(日)から12月19日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。
 - (3) 三次募集の追検査
 - ・対象者
新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。
 - ・検査期日
令和3年2月16日(火)から3月6日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科 入学者選抜の基本事項について

令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

第1 募集定員

募集定員は、30名とする。

第2 一次募集

1 募集人員

募集人員は、募集定員のうち、教育委員会が別に定める。

2 出願資格

次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者
- (2) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格試験）に合格した者

3 出願期間

令和2年9月9日（水）から9月23日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで及び9月24日（木）の午前9時から正午まで

4 検査

(1) 検査方法

書類審査及び面接検査

(2) 検査期日

令和2年9月26日（土）

5 選抜方法

書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜する。

6 入学許可予定者の発表

令和2年10月1日（木）

7 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。

(2) 検査方法

選抜方法については、第2の「5 選抜方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和2年9月27日（日）から10月17日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和2年10月19日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和2年10月19日（月）より前に発表を行うことがある。

第3 二次募集

1 実施及び募集人員

一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

2 出願資格

一次募集に準ずる。

3 出願期間

令和2年11月12日(木)から11月25日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時まで及び11月26日(木)の午前9時から正午まで

4 検査

(1) 検査方法

書類審査及び面接検査

(2) 検査期日

令和2年11月28日(土)

5 選抜方法

書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜する。

6 入学許可予定者の発表

令和2年12月3日(木)

7 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。

(2) 検査方法

選抜方法については、第3の「5 選抜方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和2年11月29日(日)から12月19日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和2年12月21日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和2年12月21日(月)より前に発表を行うことがある。

第4 三次募集

1 実施及び募集人員

一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

2 出願資格

一次募集検査に準ずる

3 出願期間

令和3年2月1日(月)から2月9日(火)(土曜日、日曜日を除く)の午前9時から午後4時まで及び2月10日(水)の午前9時から正午まで

4 検査

(1) 検査方法

書類審査及び面接検査

(2) 検査期日

令和3年2月13日(土)

5 選抜方法

書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜する。

6 入学許可予定者の発表

令和3年2月18日(木)

7 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者。

(2) 検査方法

選抜方法については、第4の「5 選抜方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和3年2月16日(火)から3月6日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和3年3月8日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和3年3月8日(月)より前に発表を行うことがある。

第5 実施要項

詳細については、別に定める「令和3年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜実施要項」による。

令和2年7月22日(水)

担当課

高校教育課

件名 令和2年3月公立高等学校卒業者の就職決定状況：令和2年3月31日現在

1 目的 令和2年3月高等学校卒業者の就職決定状況を把握し、今後の就職指導に役立てることを目的とする。

2 調査対象

公立高等学校卒業者 全日制・定時制 計 5,911人 (昨年比：51人減)

3 調査期日 令和2年3月31日現在

4 調査結果の概要 (昨年比)

- (1) 就職希望者数 1,176人 (5人増)
- 就職希望割合 19.9% (0.3ポイント増)
- 就職決定者 1,153人 (5人減)
- 就職決定率 98.0% (0.9ポイント減)
- 過年度同期 (%)

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
93.6	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

- (2) 男女別の決定率
- 男子 98.3% (0.3ポイント減)
- 女子 97.6% (1.7ポイント減)

- (3) 課程別の決定率
- 全日制 99.3% (±0.0)
- 定時制 85.0% (9.2ポイント減)

(4) 学科別決定率

- 普通科 91.0% (4.7ポイント減)
- 商業科 96.6% (2.9ポイント減)
- 農業科 100.0% (±0.0)
- 専門科 100.0% (±0.0)
- 工業科 100.0% (0.2ポイント増)
- 総合学科 99.0% (0.4ポイント増)

内

5 会議・説明会等

- (1) 高校教育課：高校就職指導担当者会議 (10・2月) (5、6月は中止)
- (2) 山梨労働局との連携：
 - 高等学校就職問題検討会議 (6月)
 - 新卒者等人材確保推進対策会議 (9月)
 - 高校生合同就職面接会 (10月)
- (3) 産業労働部との連携：合同就職フェア (7月、11月)
- (4) 中小企業団体中央会との連携：県内業界団体と高校教員との情報交換会 (2月)

容

6 就職支援のための取り組み

- (1) 山梨労働局長、山梨県知事、山梨県教育長の3者連名で、県内の経済4団体への、新規学卒者の採用維持と早期求人申込の要請 (6月3日実施済)
- (2) 各学校の企業訪問等による採用維持の依頼
- (3) 山梨労働局長、山梨県知事、山梨県教育長3者連名による企業への高校生の求人維持の依頼 (7月)
- (4) 各学校就職指導担当者の情報共有 (就職指導担当者会議、進路指導主事連絡会議等)
- (5) 他部局との連携強化による、情報共有や企業理解の促進
 - ① 厚生労働省(山梨労働局)や公共職業安定所との連携・情報共有
 - ② 産業労働部(労政雇用課)との連携・情報共有
- (6) 各学校におけるキャリア教育の一層の促進
 - 家庭と連携し、生徒個々の状況の変化に応じた進路指導 (進学、就職) を充実
 - キャリアビジョン形成支援事業の効果的推進やキャリア・パスポートの利活用
 - 各学校で卒業生相談窓口の設置や、企業訪問による就職生徒の状況確認

1 全日制

学科	性別計	卒業生	就職希望者		就職者		決定率 %	昨年同期 %		
			県内	県外	県内	県外				
普通	男	1682	53	49	4	52	48	4	98.1	94.1
	女	1724	36	31	5	35	30	5	97.2	100.0
	計	3406	89	80	9	87	78	9	97.8	97.2
農業	男	124	69	65	4	69	65	4	100.0	100.0
	女	75	44	42	2	44	42	2	100.0	100.0
	計	199	113	107	6	113	107	6	100.0	100.0
工業	男	521	367	310	57	367	310	57	100.0	99.7
	女	65	48	45	3	48	45	3	100.0	100.0
	計	586	415	355	60	415	355	60	100.0	99.7
商業	男	141	72	69	3	72	69	3	100.0	100.0
	女	257	91	88	3	88	85	3	96.7	100.0
	計	398	163	157	6	160	154	6	98.2	100.0
専門	男	129	0	0	0	0	0	0	***	***
	女	124	2	0	2	2	0	2	100.0	100.0
	計	253	2	0	2	2	0	2	100.0	100.0
総合	男	401	136	118	18	136	118	18	100.0	98.6
	女	495	158	145	13	155	142	13	98.1	98.6
	計	896	294	263	31	291	260	31	99.0	98.6
合計	男	2998	697	611	86	696	610	86	99.9	99.1
	女	2740	379	351	28	372	344	28	98.2	99.5
	計	5738	1076	962	114	1068	954	114	99.3	99.3

2 定時制

学科	性別計	卒業生	就職希望者		就職者		決定率 %	昨年同期 %		
			県内	県外	県内	県外				
普通	男	65	41	39	2	32	30	2	78.0	88.5
	女	62	25	24	1	22	21	1	88.0	96.4
	計	127	66	63	3	54	51	3	81.8	92.6
工業	男	25	20	19	1	20	19	1	100.0	100.0
	女	1	1	1	0	1	1	0	100.0	***
	計	26	21	20	1	21	20	1	100.0	100.0
商業	男	10	6	5	1	3	2	1	50.0	87.5
	女	10	7	7	0	7	7	0	100.0	100.0
	計	20	13	12	1	10	9	1	76.9	94.4
合計	男	100	67	63	4	55	51	4	82.1	91.7
	女	73	33	32	1	30	29	1	90.9	97.4
	計	173	100	95	5	85	80	5	85.0	94.2

3 全体(全日制+定時制)

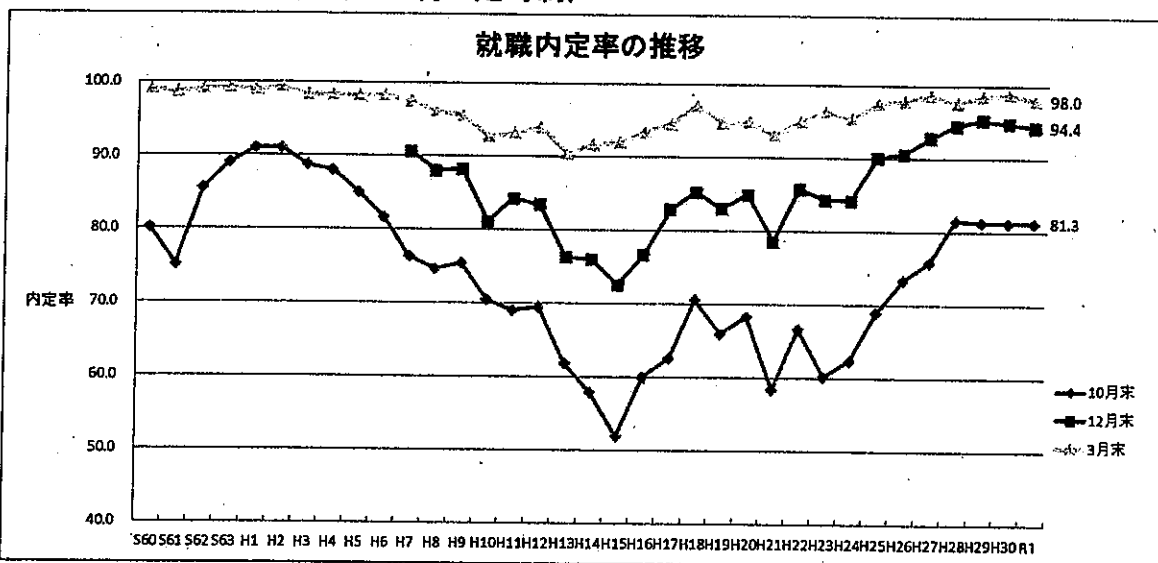
学科	性別計	卒業生	就職希望者		就職者		決定率 %	昨年同期 %		
			県内	県外	県内	県外				
普通	男	1747	94	88	6	84	78	6	89.4	92.2
	女	1786	61	55	6	57	51	6	93.4	98.8
	計	3533	155	143	12	141	129	12	91.0	95.7
農業	男	124	69	65	4	69	65	4	100.0	100.0
	女	75	44	42	2	44	42	2	100.0	100.0
	計	199	113	107	6	113	107	6	100.0	100.0
工業	男	546	387	329	58	387	329	58	100.0	99.7
	女	66	49	46	3	49	46	3	100.0	100.0
	計	612	436	375	61	436	375	61	100.0	99.8
商業	男	151	78	74	4	75	71	4	96.2	98.6
	女	267	98	95	3	95	92	3	96.9	100.0
	計	418	176	169	7	170	163	7	96.6	99.5
専門	男	129	0	0	0	0	0	0	***	***
	女	124	2	0	2	2	0	2	100.0	100.0
	計	253	2	0	2	2	0	2	100.0	100.0
総合	男	401	136	118	18	136	118	18	100.0	98.6
	女	495	158	145	13	155	142	13	98.1	98.6
	計	896	294	263	31	291	260	31	99.0	98.6
合計	男	3098	764	674	90	751	661	90	98.3	98.6
	女	2813	412	383	29	402	373	29	97.6	99.3
	計	5911	1176	1057	119	1153	1034	119	98.0	98.9

4 決定率(%)の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
10月内定率	66.7	60.2	62.4	69.0	73.4	75.9	81.6	81.3	81.3	81.3
12月内定率	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4
3月決定率	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
10月内定率	69.5	61.8	57.9	51.9	60.0	62.6	70.6	66.0	68.4	58.4
12月内定率	83.5	76.4	76.1	72.6	75.5	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7
3月決定率	94.0	90.5	91.7	92.0	93.6	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1

就職決定率推移グラフ（全日制+定時制）



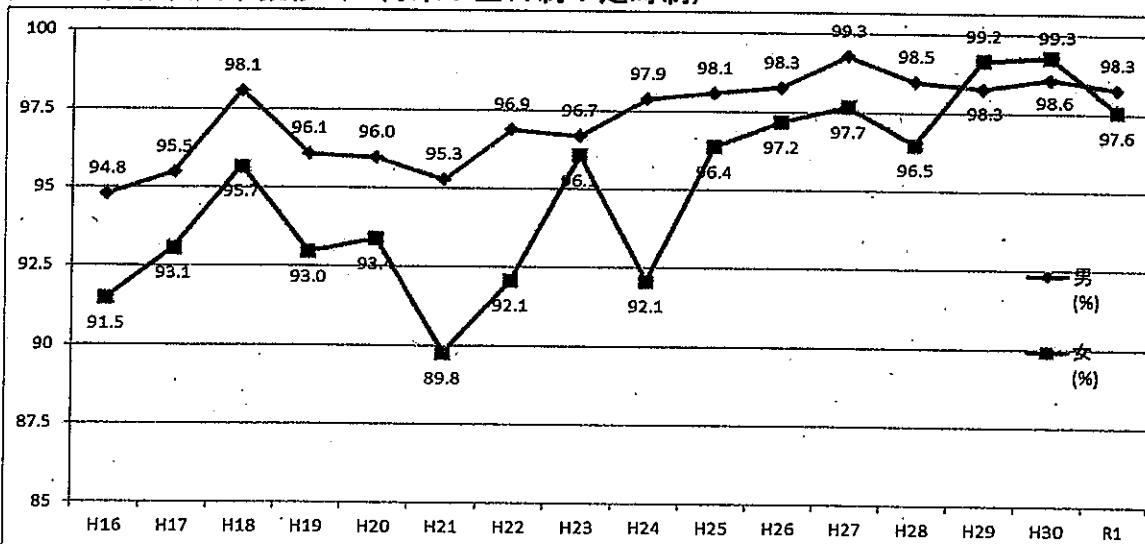
月\年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
10月内定率	80.2	75.2	85.6	89.1	91.1	91.1	88.8	88.1	85.1	81.7
12月内定率										
3月決定率	99.1	98.7	99.1	99.3	99.0	99.4	98.3	98.4	98.3	98.3

月\年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
10月内定率	76.4	74.7	75.5	70.5	69.1	69.5	61.8	57.9	51.9	60.0
12月内定率	90.7	88.1	88.3	81.2	84.3	83.5	76.4	76.1	72.6	76.7
3月決定率	97.5	96.1	95.6	92.7	93.2	94.0	90.5	91.7	92.0	93.5

月\年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
10月内定率	62.6	70.6	66.0	68.4	58.4	66.7	60.2	62.4	69.0	73.4
12月内定率	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7
3月決定率	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9

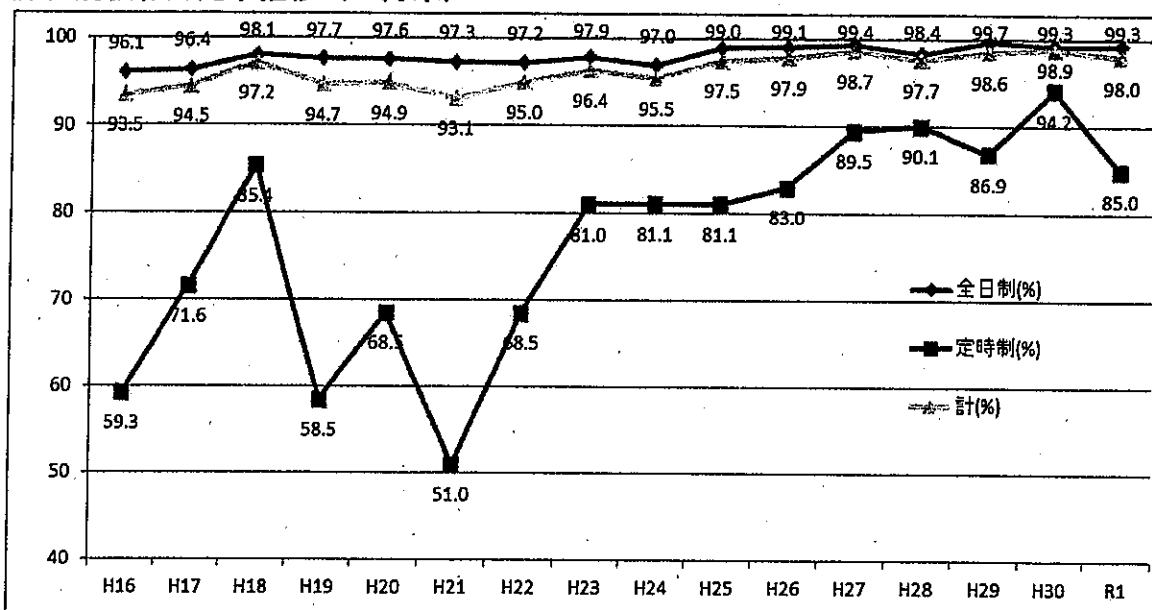
月\年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
10月内定率	75.9	81.6	81.4	81.3	81.3
12月内定率	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4
3月決定率	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

男女別就職決定率推移（3月末：全日制+定時制）



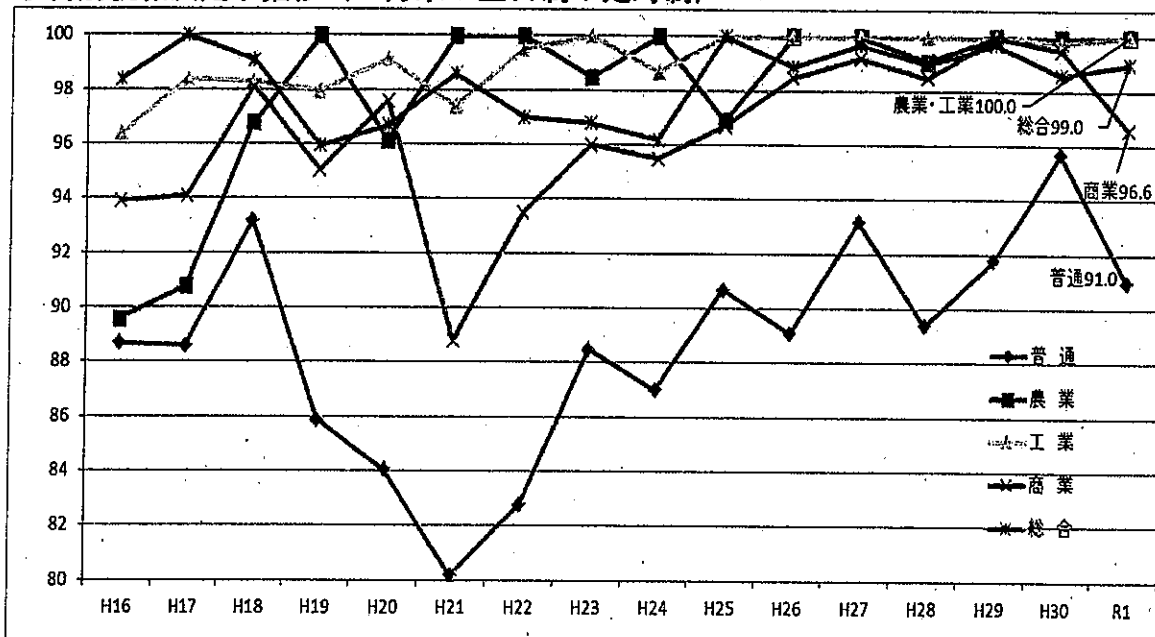
性別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男(%)	94.8	95.5	98.1	96.1	96.0	95.3	96.9	96.7	97.9	98.1	98.3	99.3	98.5	98.3	98.6	98.3
女(%)	91.5	93.1	95.7	93.0	93.4	89.8	92.1	96.1	92.1	96.4	97.2	97.7	96.5	98.3	98.6	97.6
計(%)	93.5	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

課程別就職内定率推移 (3月末)



課程	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全日制(%)	96.1	96.4	98.1	97.7	97.6	97.3	97.2	97.9	97.0	99.0	99.1	99.4	98.4	99.7	99.3	99.3
定時制(%)	59.3	71.6	85.4	58.5	68.5	51.0	68.5	81.0	81.1	81.1	83.0	89.5	90.1	86.9	94.2	85.0
計(%)	93.5	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

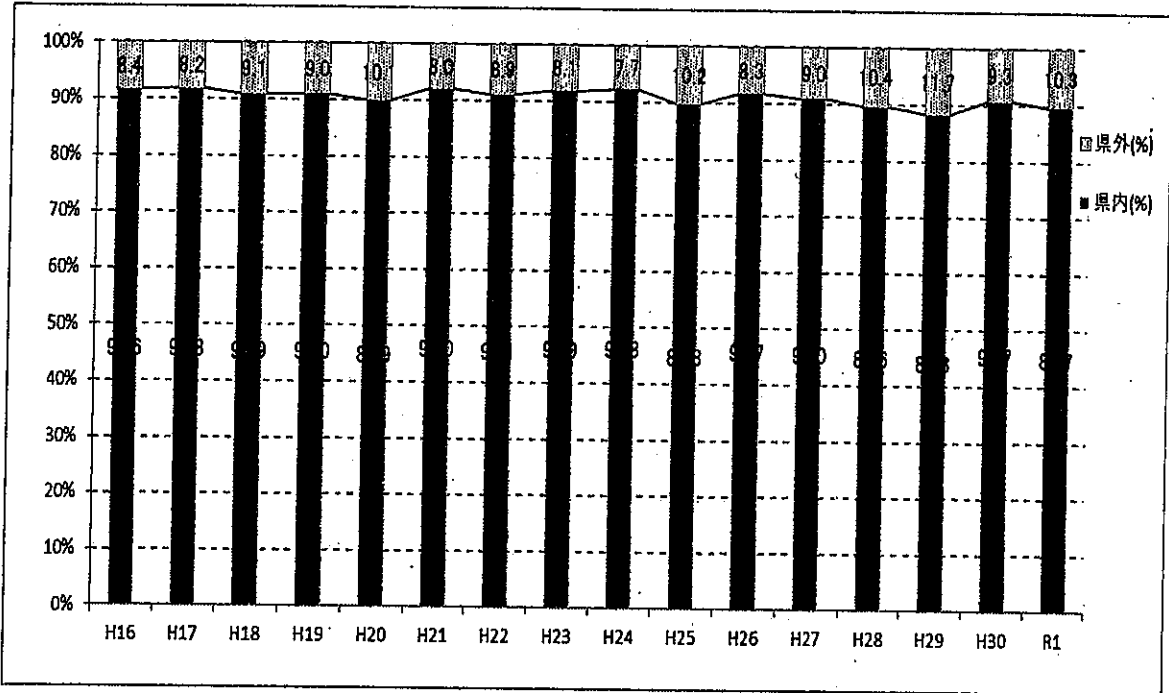
学科別就職決定率推移 (3月末：全日制+定時制)



学科	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
普通	88.7	88.6	93.2	85.9	84.1	80.2	82.8	88.5	87.0	90.7	89.1	93.2	89.4	91.8	95.7	91.0
農業	89.6	90.8	96.8	100.0	98.2	100.0	100.0	98.5	100.0	96.9	100.0	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0
工業	86.4	98.4	98.3	98.0	99.1	97.4	99.5	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0
商業	93.9	94.1	98.1	95.1	97.6	88.8	93.5	96.0	95.5	96.7	98.5	99.2	98.5	100.0	99.5	96.6
総合	98.4	100	99.1	96.0	96.7	98.6	97.0	96.8	96.2	100.0	98.9	99.7	99.0	99.7	98.6	99.0
合計	93.5	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	98.0

(%) 普通科目を重点的に学ぶ専門科については略

就職者に占める県内就職者・県外就職者の割合の推移（3月末：全日制+定時制）



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県内(%)	91.6	91.8	90.9	91.0	89.9	92.0	91.1	91.9	92.3	89.8	91.7	91.0	89.6	88.3	90.7	89.7
県外(%)	8.4	8.2	9.1	9.0	10.1	8.0	8.9	8.1	7.7	10.2	8.3	9.0	10.4	11.7	9.3	10.3
人数(人)																
県内	1075	1159	1073	1064	1044	957	1024	1047	1082	1142	1154	1155	1037	1085	1050	1034
県外	98	103	108	105	117	84	100	92	90	130	104	114	121	143	108	119
計	1173	1262	1181	1169	1161	1041	1124	1139	1172	1272	1258	1269	1158	1228	1158	1153



(令和2年7月22日 定例教育委員会)

課名 生涯学習課

<p>件名</p>	<p>山梨県社会教育委員の公募について</p>
<p>経緯</p>	<p>○ 山梨県社会教育委員の概要</p> <p>1 性 格 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 職 務 ・社会教育に関する諸計画の立案 ・教育委員会の諮問に応じ意見を述べる ・研究調査</p> <p>3 委 員 (1)定 数 15人(現15人) (2)要 件 学校教育関係者(現3人) 社会教育関係者(現7人) 家庭教育関係者(現2人) 学識経験者(現3人) (3)任 期 2年 (現委員 平成30年11月1日～令和2年10月31日)</p>
<p>内 容</p>	<p>○ 県民からより幅広く社会教育に関する意見を受け、今後の社会教育行政に反映させるため委員の一部を公募する</p> <p>○ 公募の概要</p> <p>1 募集人員及び任期 (1) 募集人員 2人以内 (2) 任 期 2年間(令和2年11月1日～令和4年10月31日)</p> <p>2 応募の資格 次の条件をすべて満たす者とする (1) 県内在住者で、令和2年4月1日現在で満20歳以上であること (2) 社会教育について幅広い見識や関心を持っていること (3) 開催される社会教育委員の会に出席可能であること(年5回程度・平日) (4) 次に該当する者は応募できない (ア) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 (イ) 常勤の国家公務員及び地方公務員</p> <p>3 募集期間 令和2年8月3日(月)～8月31日(月) ※必着</p> <p>4 応募方法 次の書類を提出するものとする ・申込書(氏名、年齢、性別、職業、自己PR等) ・小論文(1200字程度) テーマ 「活力ある地域コミュニティを創り出すために」</p> <p>5 選考方法 選考委員会を設置し、書類審査を行う</p> <p>6 選考結果の発表 選考委員会を経て、教育委員会で決定後、応募者本人に通知する</p>

山梨県社会教育委員名簿

任期・平成30年11月1日～令和2年10月31日

	氏名	所属・職業	性別	任期	法的根拠
1	のなか るみこ 野中 るみ子	山梨県公立小中学校校長会 (甲府市立石田小学校 元校長)	女	1期目	学校教育関係者
2	ひろせ としお 廣瀬 敏夫	山梨県公立小中学校校長会 (甲府市立中道北小学校 元校長)	男	1期目	
3	わたなべ しんすけ 渡邊 信介	山梨県高等学校長協会 (山梨県立都留高等学校 校長)	男	1期目	
4	くぼた かねひさ 窪田 包久	山梨県公民館連絡協議会 会長	男	3期目	社会教育関係者
5	こばやし ひろみ 小林 広美	山梨県立富士山世界遺産センター ガイドボラン ティア(絵本作家)	女	1期目	
6	こうの じゅん 河野 淳	峡南青年会議所 理事長	男	1期目	
7	かざま かずゆき 風間 一幸	山梨県ユネスコ連絡協議会 理事	男	1期目	
8	まつもと けいこ 松本 恵子	山梨県男女共同参画審議会 委員 (NPO法人河原部社 理事長)	女	1期目	
9	なるさわ ちかこ 成澤 千香子	公募委員	女	1期目	
10	しみず きぬよ 清水 絹代	公募委員	女	1期目	
11	つのだ めぐみ 角田 恵	山梨県図書館協議会 委員 (御坂児童センター長、NPO法人みんなの楽校あつ ぶる 理事長)	女	1期目	家庭教育の向上に資 する活動を行う者
12	やない ゆき 谷内 佑季	「子育て日記」企画運営委員 (親子のえがお研究クラブ代表)	女	1期目	
13	しんどう としひこ 進藤 聡彦	放送大学 教授 山梨大学 名誉教授	男	3.5期目	学識経験者
14	あおやま たかこ 青山 貴子	山梨学院大学副学長 経営学部経営学科教授	女	1期目	
15	たなか けん 田中 謙	日本大学文理学部総合文化研究室 准教授	男	2期目	

(令和2年7月22日 定例教育委員会)

課室名

生涯学習課

件名

山梨県図書館協議会委員の公募について

経緯

○ 山梨県図書館協議会の概要

1 性格

「山梨県附属機関の設置に関する条例」により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関

2 職務

図書館法第14条第2項の規定による山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申。(条例第2条第3項)

緯

3 委員

(1) 定数 15人(現15人)

(2) 要件 学校教育の関係者(現2人)、社会教育の関係者(現6人)、家庭教育の向上に資する活動を行う者(現2人)、学識経験のある者(現5人)

(3) 任期 2年(現委員:平成30年12月4日~令和2年12月3日)

内容

○ 山梨県図書館協議会の委員改選にあたり、より広く県民の意見を図書館の運営に反映させるため、委員の一部を公募する。

○ 公募要領の概要

1 募集人員及び任期

(1) 募集人員 2人以内

(2) 任期 委嘱の日から2年間

2 応募資格

次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 山梨県内に在住し、令和2年4月1日現在満20歳以上であること

(2) 図書館活動や社会教育について幅広い見識や関心を持っていること

(3) 開催される協議会に出席可能であること(平日・年2~3回程度)

(4) 次に該当する者は応募できない

(ア) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

(イ) 常勤の国家公務員及び地方公務員

3 募集期間

令和2年8月3日(月)~8月31日(月)※必着

容

4 応募方法

次の書類を提出するものとする。

・申込書(氏名、年齢、性別、職業、自己PR等)

・小論文(1200字程度)

テーマ:「わたしと県立図書館」

5 選考方法

選考委員会を設置し、書類により審査を行う

6 選考結果の発表

選考委員会を経て、教育委員会で決定後、応募者本人に通知する

山梨県図書館協議会委員

任期:平成30年12月4日～令和2年12月3日

	氏名	所属・職業	性別	任期	法的根拠
1	ないとう かずひこ 内藤 和彦	※充て職 山梨県学校図書館教育研究会長 (双葉東小学校長)	男	1期目	学校教育関係者
2	はだ たかゆき 羽田 孝行	※充て職 山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会長 (山梨県立富士北稜高等学校長)	男	1期目	
3	あおいけ えつこ 青池 恵津子	都留市立図書館長	女	1期目	社会教育関係者
4	たなか ゆうこう 田中 祐光	NPO法人つなぐ副理事長	女	1期目	
5	たんざわ りょうじ 丹沢 良治	株式会社タンザワHD会長 甲府商工会議所 相談役	男	2期目	
6	にしお としみ 西尾 敏己	公募委員	男	1期目	
7	ふじまき あいこ 藤巻 愛子	山梨むかしがたりの会代表、日本民話の会会員	女	1期目	
8	なかやま よしゆき 中山 吉幸	※充て職 山梨県社会福祉協議会事務局長	男	1期目	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	おおふじ あいこ 大藤 愛子	NPO法人ちびっこはうす 韮崎市子育て支援センター事務局	女	1期目	
10	すずき のぶゆき 鈴木 信行	社団法人山梨県私学教育振興会幼稚園部会長 (聖愛幼稚園園長)	男	3期目 (5年目)	
11	こんどう ひろこ 近藤 裕子	山梨学院大学 学習・教育開発センター(LED) 准教授	女	1期目	学識経験者
12	はせがわ ちあき 長谷川 千秋	山梨大学教育学部教授	女	1期目	
13	ひなた よしかず 日向 良和	都留文科大学准教授	男	3期目	
14	ふじもり かずひろ 藤森 一浩	公募委員	男	1期目	
15	やまうち あや 山内 彩	NHK甲府放送局企画編成部副部長	女	1期目	